

# 医療的ケア児支援業務委託仕様書

## 1 委託事業名

医療的ケア児支援業務委託

## 2 業務目的

本業務は、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずること、また医療的ケア児及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の医療的ケア児の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、必要な相談体制の整備を行うことを目的とする。

## 3 業務場所

みよし市内小中学校他

## 4 履行期間

契約の翌日から令和5(2023)年3月31日まで

## 5 業務内容

### (1) 看護師配置

医療的ケア児の在籍するみよし市内小中学校へ、その医療的ケア児ごとに看護師を配置する。また、校外学習や宿泊を伴う行事等、校外での活動についても、必要に応じ同様に看護師を配置する。配置された看護師は、医師の指示書に基づき、当該医療的ケア児の医療的ケアを行う。対象となる医療的ケア児の人数等（見込み）及び受注者の責によらない看護師配置の取止めによる委託料支払い率は別紙のとおり。

### (2) コーディネーター配置

看護師の手配、医療的ケア児の看護アセスメント、電話相談を含む本人、保護者、学校関係者との日常的な相談、主治医との相談、あらかじめ配置した時間以外での必要に応じた看護師のかけつけ等、総合的な対応を行うコーディネーターを配置する。なお、コーディネーターは、受注者事業所等、当該業務を行うことのできる場所に配置することとする。

## 6 業務日及び業務時間

### (1) 看護師配置

履行期間中の学校開校日とし、配置時間は1回90分程度とする。配置頻度は医師の指示書に基づき、医療的ケア児の程度・内容により定めるものとする。なお、校外学習や宿泊行事等、校外での活動については、別途医師の指示書に基づき定めるものとする。なお、配置日はコーディネーターの指示によるものとする。

### (2) コーディネーター配置

履行期間中の長期休業を除く平日とし、配置時間は午前9時から午後3時までとする。ただし、長期休業中の平日については、必要に応じ発注者との打合せ業務を実施するものとする。

## 7 業務従事者

看護師の資格のある者。ただし、コーディネーターは、医療的ケア児等コーディネーターの資格のある（愛知県が実施した医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した）看護師であり、小児看護実務経験及び訪問看護管理経験が5年以上ある

看護師であること。

## 8 管理技術者の選任

- (1) 受注者は、業務を統括し、発注者と連絡調整を行うため業務従事者の内1人を管理技術者として定めるものとする。
- (2) 受注者は、契約締結後5日以内に業務計画書、管理技術者届及び工程表を発注者に提出し、業務を円滑に遂行できるよう努めるものとする。

## 9 遵守事項

- (1) 受注者は、法令を厳守するとともに、業務従事者に対し適切な措置を行うものとする。
- (2) 受注者は、業務上知り得た事項を他者へ漏らしてはならない。

## 10 個人情報の保護及び秘密の保持

- (1) 受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を損害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

## 11 労働災害等

業務従事者の就業中及び通勤中の負傷、事故等は受注者の責任において処理するものとする。

## 12 契約の解除

- (1) 発注者は、受注者がこの契約に違反したと認められるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 前号の場合において、受注者に損害が生ずることがあっても、発注者はその損害を賠償しないものとする。

## 13 業務報告及び提出書類

受注者は、業務履行月の翌月15日までに、業務報告書を受注者に提出するものとする。

## 14 委託料の支払

- (1) 業務委託料は、検査合格後に提出される請求書により支払うものとする。
- (2) 発注者は、これを受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (3) 委託料の支払いは月ごとの実績払いとし、コーディネーター配置、看護師定時配置、看護師校外学習対応及び看護師宿泊行事対応それぞれの単価から算出した額とする。ただし、円未満は切り捨てとする。

## 15 その他

この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義の生じた場合は、双方協議の上定めるものとする。

別紙

対象となる医療的ケア児の人数等（見込み）

対象者	配置頻度	校外学習	宿泊行事
A	2週間に1回	1回（半日）	
B	週5回	1回（半日）	1回（1泊2日）
C	週1回		
D	2週間に1回		
E	週5回	1回（半日）	1回（1泊2日）

※数量については、見込みのため増減することがある。

受注者の責によらない看護師配置の取止めによる委託料支払い率

配置の取止め日	業務当日	1業務日前	2業務日前	3業務日前まで
支払い率	100%	60%	30%	0%